

会津若松市地域防災計画（本編）

新旧対照表

令和6年3月修正

会津若松市防災会議

冊子	頁	現行	修正案	修正理由
序章 地域防災計画 見直しにあたって	—	(略) 今般の大震災を例にするまでもなく、自然の力は強大であり、災害は時に人知の想像力を超越することがあることを念頭に、常に <u>畏怖</u> を持って対策に <u>望む</u> べきものである。 (略) 本編中の略称について 本文中、「 <u>避難所</u> 」とあるのは、「 <u>指定避難所</u> 」の略称であり、「 <u>避難場所</u> 」とあるのは、「 <u>指定緊急避難場所</u> 」の略称とする。	(略) 今般の大震災を例にするまでもなく、自然の力は強大であり、災害は時に人知の想像力を超越することがあることを念頭に、常に <u>畏怖の念</u> を持って対策に <u>臨む</u> べきものである。 (略) 本編中の略称について 本文中、「 <u>避難場所</u> 」とあるのは「 <u>指定緊急避難場所</u> 」、「 <u>避難所</u> 」とあるのは「 <u>指定一般避難所</u> 」、「 <u>福祉避難所</u> 」とあるのは「 <u>指定福祉避難所</u> 」の略称とする。	文言修正 文言追記
第1編 総則 第1章 計画の基本方針	3 ～ 4	第6節 計画の構成 防災計画構成図 マニュアル編（予防対策・初動体制等） 防災計画各編の関係図 マニュアル編（予防対策・初動体制等）	第6節 計画の構成 防災計画構成図 マニュアル編（予防対策・初動体制・ <u>避難所等の設置運営</u> ） 防災計画各編の関係図 マニュアル編（予防対策・初動体制・ <u>避難所等の設置運営</u> ）	文言追記
	6	第8節 災害時マニュアルの作成 災害時マニュアル全体概要図	第8節 災害時マニュアルの作成 災害時マニュアル全体概要図 <u>修正素案のとおり</u>	文言追記
	7 ～ 8	第13節 減災目標 目標名 策定時 現状値 目標値 備考 小中学校の耐震化率 市有建築物の耐震化率	第13節 減災目標 目標名 策定時 現状値 目標値 備考 小中学校の耐震化率 市有建築物の耐震化率	時点修正
		63. 98. 100 耐震化率 4% 9% % =耐震性能を有する建物棟数/市立小中学校の全建物棟数 (H22年度) (R2年度) (R3年度)	63. 100 100 耐震化率 4% % % =耐震性能を有する建物棟数/市立小中学校の全建物棟数 (H22年度) (R4年度) (R7年度)	
		69. 85. 95% 防災上重要建築物と特定建築物が対象 8% 9% (R2年度) (H20年度) (R2年度)	69. 93. 95% 防災上重要建築物と特定建築物が対象 8% 4% (R7年度) (H20年度) (R4年度)	

水や食料の家庭備蓄率	41.3% (H25年度)	73.5% (H30年度)	80% (R5年度)	備蓄率＝水や食料を備蓄している市民の割合（市民アンケートによる）	水や食料の家庭備蓄率	41.3% (H25年度)	73.5% (H30年度)	80% (R7年度)	備蓄率＝水や食料を備蓄している市民の割合（市民アンケートによる）
防災情報メールの登録者数	2,500件 (H25年度)	12,740件 (R2年度)	12,500件 (R5年度)	情報メール配信サービスの防災情報メールの登録者数	防災情報メールの登録者数	2,500件 (H25年度)	14,535件 (R4年度)	16,500件 (R7年度)	情報メール配信サービスの防災情報メールの登録者数
災害時応援協定締結数	33件 (H25年度)	101件 (R2年度)	120件 (R5年度)	自治体相互応援や生活物資の確保等応援協定締結数	災害時応援協定締結数	33件 (H25年度)	112件 (R4年度)	120件 (R7年度)	自治体相互応援や生活物資の確保等応援協定締結数
避難行動要支援同意率	－ (H26年度)	55.6% (R2年度)	60% (R5年度)	同意率＝避難行動要支援者名簿外部提供同意者／避難行動要支援者対象者	避難行動要支援者名簿同意率	－	56.6% (R4年度)	60% (R7年度)	同意率＝避難行動要支援者名簿外部提供同意者／避難行動要支援者名簿登録対象者
地域の防災訓練実施回数	0回 (H24年度)	117回 (R2年度)	40回 (R5年度)	地域で開催される防災訓練の実施回数	地域の防災訓練実施回数	0回 (H24年度)	117回 (R2年度)	40回 (R7年度)	地域で開催される防災訓練の実施回数
自主防災組織活動カバー率	0% (H24年度)	3.2% (R2年度)	10% (R5年度)	活動カバー率＝自主防災組織の活動	自主防災組織活動カバー率	0% (H24年度)	4.6% (R4年度)	10% (R7年度)	活動カバー率＝自主防災組織の活動

						範囲に含まれている地域の世帯数/全世帯数					範囲に含まれている地域の世帯数/全世帯数																								
		防災士資格取得者数	46名 (H25年度)	132名 (R2年度)	130名 (R5年度)	防災士の資格を取得する市民・職員の数	防災士資格取得者数	46名 (H25年度)	147名 (R4年度)	160名 (R7年度)	防災士の資格を取得する市民・職員の数																								
第1編 総則 第2章 本市の概況と災害の記録	9	第1節 自然的条件 2 気象 (略) 平年値で見ると夏期8月に日最高気温は、 <u>30.6℃</u> 、冬期1月の日最低気温は、 <u>-3.7℃</u> 、12月から3月までは最低気温が氷点下となる日が多く、年最深積雪は59cm、積雪日数は <u>78.0日</u> に及びます。また、年降水量は、 <u>1213.3mm</u> となっています。					第1節 自然的条件 2 気象 (略) 平年値で見ると夏期8月に日最高気温は、 <u>30.8℃</u> 、冬期1月の日最低気温は、 <u>-3.4℃</u> 、12月から3月までは最低気温が氷点下となる日が多く、年最深積雪は59cm、積雪日数は <u>81.0日</u> に及びます。また、年降水量は、 <u>1253.0mm</u> となっています。					時点修正																							
	9	第2節 社会的条件 1 人口・世帯の移り変わり					第2節 社会的条件 1 人口・世帯の移り変わり					時点修正																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>人口</th> <th>世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 17</td> <td><u>122,261</u></td> <td><u>45,420</u></td> </tr> <tr> <td>令和 2</td> <td><u>118,340</u></td> <td><u>50,364</u></td> </tr> </tbody> </table>			年次	人口	世帯数	平成 17	<u>122,261</u>	<u>45,420</u>	令和 2	<u>118,340</u>	<u>50,364</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>人口</th> <th>世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 17</td> <td><u>122,248</u></td> <td><u>45,391</u></td> </tr> <tr> <td>令和 2</td> <td><u>117,376</u></td> <td><u>49,022</u></td> </tr> </tbody> </table>			年次	人口	世帯数	平成 17	<u>122,248</u>	<u>45,391</u>	令和 2	<u>117,376</u>	<u>49,022</u>	*平成16年度に旧北会津村と合併、平成17年度に旧河東町と合併。以降は、合併後の人口となります。					*平成16年度に旧北会津村と合併、平成17年度に旧河東町と合併。平成17年は旧北会津村を含めた数値、平成22年以降は旧河東町を含めた数値となります。				
	年次	人口	世帯数																																
平成 17	<u>122,261</u>	<u>45,420</u>																																	
令和 2	<u>118,340</u>	<u>50,364</u>																																	
年次	人口	世帯数																																	
平成 17	<u>122,248</u>	<u>45,391</u>																																	
令和 2	<u>117,376</u>	<u>49,022</u>																																	
10	第3節 地震の記録					第3節 地震の記録					文言修正																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年号</th> <th>西暦</th> <th>月日</th> <th>震災内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3</td> <td>2021</td> <td>2・13</td> <td>福島県沖地震、震度は会津若松4</td> </tr> </tbody> </table>				年号	西暦	月日	震災内容	令和3	2021	2・13	福島県沖地震、震度は会津若松4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年号</th> <th>西暦</th> <th>月日</th> <th>震災内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3</td> <td>2021</td> <td>2・13</td> <td>福島県沖の地震、震度は会津若松4</td> </tr> </tbody> </table>				年号	西暦	月日	震災内容	令和3	2021	2・13	福島県沖の地震、震度は会津若松4											
年号	西暦	月日	震災内容																																
令和3	2021	2・13	福島県沖地震、震度は会津若松4																																
年号	西暦	月日	震災内容																																
令和3	2021	2・13	福島県沖の地震、震度は会津若松4																																
11	第4節 風水害等の記録					第4節 風水害等の記録					時点修正																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年号</th> <th>西暦</th> <th>月日</th> <th>災害内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和46</td> <td>1971</td> <td>3・3</td> <td>季節風よる暴風雨で死者2名その他家屋半壊。最大瞬間風速</td> </tr> </tbody> </table>				年号	西暦	月日	災害内容	昭和46	1971	3・3	季節風よる暴風雨で死者2名その他家屋半壊。最大瞬間風速	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年号</th> <th>西暦</th> <th>月日</th> <th>災害内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和46</td> <td>1971</td> <td>3・5</td> <td>季節風よる暴風雨で死者2名その他家屋半壊。最大瞬間風速</td> </tr> </tbody> </table>				年号	西暦	月日	災害内容	昭和46	1971	3・5	季節風よる暴風雨で死者2名その他家屋半壊。最大瞬間風速											
年号	西暦	月日	災害内容																																
昭和46	1971	3・3	季節風よる暴風雨で死者2名その他家屋半壊。最大瞬間風速																																
年号	西暦	月日	災害内容																																
昭和46	1971	3・5	季節風よる暴風雨で死者2名その他家屋半壊。最大瞬間風速																																

			19m/s				19.0m/s
昭和 62	1987	7・17	強風、雷、ひょうにより作物の大被害。最大瞬間風速 <u>20m/s</u>	昭和 62	1987	7・17	強風、雷、ひょうにより作物の大被害。最大瞬間風速 <u>20.0m/s</u>
平成 5	1993	8・26	台風11号による死者1名、床上下浸水、道路損壊多発した。	平成 5	1993	8・26	台風第11号による死者1名、床上下浸水、道路損壊多発した。
平成 14	2002	10・1	台風21号により床上浸水63件、床下浸水244件。	平成 14	2002	10・1	台風第21号により床上浸水63件、床下浸水244件。
平成 30	2018	9・4	台風21号により、住家17棟に屋根の剥離などの被害。最大瞬間風速27.8m/s、最大風速14.1m/s	平成 30	2018	9・4	台風第21号により、住家17棟に屋根の剥離などの被害。最大瞬間風速27.8m/s、最大風速14.1m/s
令和 元	2019	10・12	台風19号により、住家被害4件、県道59号会津若松三島線銀山橋(北会津地区)の橋脚の沈下により通行不可、一級河川藤川の護岸崩壊、農業被害等。 土砂災害警戒区域、湯川沿いの6,585世帯を対象に避難指示発令 期間降水量142.5mm 最大	令和 元	2019	10・12	台風第19号(令和元年東日本台風)により、住家被害4件、県道59号会津若松三島線銀山橋(北会津地区)の橋脚の沈下により通行不可、一級河川藤川の護岸崩壊、農業被害等。 土砂災害警戒区域、湯川沿いの6,585世帯を対象に避難指示発令 期間降水量

			風速13.2m/s、 最大瞬間風速 22.5m/S				142.5mm 最大 風速13.2m/s、 最大瞬間風速 22.5m/S	
		(新設)		令和5	2023	7・10	大雨による内水 氾濫が発生し、 複数箇所での 道路冠水、床下 浸水12件、床上 浸水15件等。最 大1時間降水量 56.5mm	
第1編 総則 第3章 災害及 び被害 の想定	12	第1節 地震以外の災害想定 3 土砂災害 本市は、周囲を山林が占めるため、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」等の危険箇所が多数あり、豪雨時や地震に伴う二次災害として、「崖崩れ」や「土石流」、「地すべり」などが発生した場合、大きな被害が予想されます。 そのため、土砂災害発生を予測することは極めて困難ですが、気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」や国土交通省で提供する「XバンドMPレーダネットワーク（XRAIN）」、「福島県河川流域総合情報情報システム」等を活用し、局所的な雨量をリアルタイムに市の地図情報の土砂災害危険区域等の図面と重ね合わせることで、警戒地域の早期把握に努めます。	第1節 地震以外の災害想定 3 土砂災害 本市は、周囲を山林が占めるため、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」等の危険箇所が多数あり、豪雨時や地震に伴う二次災害として、「崖崩れ」や「土石流」、「地すべり」などが発生した場合、大きな被害が予想されます。 そのため、土砂災害発生を予測することは極めて困難ですが、気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」や「福島県土砂災害情報システム（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」、国土交通省で提供する「XバンドMPレーダネットワーク（XRAIN）」、「福島県河川流域総合情報システム」等を活用し、局所的な雨量をリアルタイムに市の地図情報の土砂災害危険区域等の図面と重ね合わせることで、警戒地域の早期把握に努めます。	文言 追記				
	22	第5節 本市周辺の活断層位置図 (新設)	第5節 本市周辺の活断層位置図 *西縁断層帯では、丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側（盆地側）に急傾斜しており、まれに逆転するところがあります。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や	県地 域防 災計 画の 修正 によ				

			河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭です。東縁断層帯は断層がほぼ南北方向に延びており、断層の東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層です。	る
	23	(新設)	第6節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 本市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型防災対策推進地域に指定されていることから、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、本計画を日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を兼ねるものとし、地震防災対策の推進を図ります。	日本千島法に基づく
	23	防災豆知識！（その2）：震度7の状況とは (略) (新設)	防災豆知識！（その2）：震度7の状況とは (略) ・鉄筋コンクリート造建物のうち、耐震性が高いものは、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。 ・鉄筋コンクリート造建物のうち、耐震性が低いものは、壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。 ・地盤の状況は、大きな地割れが生じることがある。 ・斜面等の状況は、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。	文言追記
第2編 災害予 防計画 第1章 災害に 強い体 制づく	30	第1節 防災組織の整備 1 市及び関係防災組織 (2)会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部（以下「消防本部」という。） (3)会津若松消防署（以下「消防署」とい	第1節 防災組織の整備 1 市及び関係防災組織 (2)会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部（消防指令センター及び災害対策本部室含む。）（以下「消防本部」という。） (3)会津若松消防署、分署、出張所（以下	文言追記

り		う。） 2 指定地方行政機関 (2) 東北農政局 (6) <u>福島地方気象台</u>	「消防署等」という。） 2 指定地方行政機関 (2) 東北農政局 <u>福島県拠点</u> (6) <u>仙台管区気象台（福島地方気象台）</u>			
	34	第2節 防災拠点施設の指定	第2節 防災拠点施設の指定	文言 追記		
	～	1 防災拠点施設の種類と機能	1 防災拠点施設の種類と機能			
	35	区分	施設機能（対象施設）		区分	施設機能（対象施設）
		<u>（新設）</u>			<u>消防拠 点施設</u>	<u>消防本部、消防署等</u>
		物流拠 点施設	支援物資等を集積、一時保管 する施設（ <u>鶴ヶ城体育館、会 津総合運動公園、下水浄化工 場及び市が協定を締結してい るアピオスペース、会津大学 ）</u>		物流拠 点施設	支援物資等を集積、一時保管 する施設（ <u>アピオスペース、 会津総合運動公園、河東総合 体育館、公設地方卸売市場、 会津大学、下水浄化工場</u> ）
		長期避 難者施 設	市外避難者等が長期的に避難 生活をする施設（ <u>あいづ総合 体育館、河東体育館、ふれあ い体育館等</u> ）		長期避 難者施 設	市外避難者等が長期的に避難 生活をする施設（ <u>あいづ総合 体育館、河東総合体育館、ふ れあい体育館等</u> ）
		災害ボ ランテ ィアセ ンター	ボランティア活動の拠点とな る施設で社会福祉協議会と協 議した上で設置を決定（会津 大学、 <u>文化福祉センター等</u> ）		災害ボ ランテ ィアセ ンター	ボランティア活動の拠点とな る施設で社会福祉協議会と協 議した上で設置を決定（会津 大学、 <u>文化センター等</u> ）
		2 防災拠点施設の種類と機能 (2) 防災拠点施設整備の考え方 その内容としては、耐震化工事、情報 通信機器整備、備蓄場所や非常用電源の 確保、省電力等を優先して実施し、非常 用電源の確保にあたっては、 <u>太陽光発電 やEV車（電気自動車）の導入、また省 電力対策として照明のLED化推進など 可能な範囲での多様性と環境配慮に努め ます。</u>	2 防災拠点施設の種類と機能 (2) 防災拠点施設整備の考え方 その内容としては、耐震化工事、情報 通信機器整備、備蓄場所や非常用電源の 確保、省電力等を優先して実施し、非常 用電源の確保にあたっては、 <u>太陽光発電 設備や蓄電池、電気自動車（EV車）等 の導入、また省電力対策として照明のL ED化推進など多様性と環境配慮に努め ます。</u>			
	36	第3節 情報通信体制の整備	第3節 情報通信体制の整備		文言 修正	
～	1 災害時通信手段の確保	1 災害時通信手段の確保				
37	(1)災害対策本部（関係機関）の情報収集 体制の整備 ② <u>県総合情報通信ネットワークシステム</u> の活用	(1)災害対策本部（関係機関）の情報収集 体制の整備 ② <u>県総合情報通信ネットワークの活用</u>				

		<p>詳細な災害情報の取得及び災害被害報告等の相互連絡について、<u>県総合情報通信ネットワークシステム</u>を活用します。</p> <p>③防災関係機関との情報共有体制の構築 また、非常時の通信確保ができるよう、<u>災害時優先電話の活用を図ります。</u></p> <p>(2)市民等への情報提供体制の整備 <u>また、公共情報コモンズなど、情報発信の一元化システムについても、導入を検討します。</u></p> <p>①. SNS(※1)とGIS(※2)の活用 ウ. SNS(あいべあ、<u>ツイッター</u>、フェイスブック等)を活用した市民等からの情報収集</p> <p>①①災害時電話発信サービスの活用 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に居住する高齢者や障がい者等の要支援者への災害時における避難情報の<u>伝達手法</u>として電話発信サービスを活用します。 <u>(新設)</u></p>	<p>詳細な災害情報の取得及び災害被害報告等の相互連絡について、<u>県総合情報通信ネットワーク</u>を活用します。</p> <p>③防災関係機関との情報共有体制の構築 また、非常時の通信確保ができるよう、<u>災害時優先電話の有効活用を図るとともに、テレビ難視聴地域においては、国からの補助等を活用し、共聴施設の設備更新等の支援に努めてまいります。</u></p> <p>(2)市民等への情報提供体制の整備 <u>(削除)</u></p> <p>①. SNS(※1)とGIS(※2)の活用 ウ. SNS(あいべあ、<u>X(旧ツイッター)</u>、フェイスブック等)を活用した市民等からの情報収集</p> <p>①①災害時電話発信サービスの活用 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に居住する高齢者や障がい者等の要支援者への災害時における避難情報の<u>提供</u></p> <p>①②防災アプリの活用 <u>平時、発災時における防災情報の提供ツールとして防災アプリ活用の周知・啓発に取り組むとともに、その機能の充実や利便性の向上に向け検討していきます。</u></p>	
第2編 災害予防計画 第4章 地震以外の災害対策	48	<p>基本的な考え方</p> <p>○風水害については、被害防止のため、事前の情報収集、早めの避難情報の周知に努めます。</p> <p>○土砂災害は、事前の取組みが大切であることから、危険地域を早期に把握し、住民へ知らせることで、災害を少なくします。</p> <p>○他地域で大規模災害が発生し、本市への避難が求められる場合に備え、受け入れ体制を構築します。 <u>(新設)</u></p>	<p>基本的な考え方</p> <p>○風水害については、被害防止のため、事前の情報収集、早めの避難情報の周知に努めます。</p> <p>○土砂災害は、事前の取組みが大切であることから、危険地域を早期に把握し、住民へ知らせることで、災害を少なくします。</p> <p>○他地域で大規模災害が発生し、本市への避難が求められる場合に備え、受け入れ体制を構築します。</p> <p>○災害リスクを有する箇所における居住</p>	立地 適正 化計 画の 策定 による

								の抑制や防災対策の充実等により、安心できる居住地の形成を誘導します。	
50	第2節 火災予防対策 1 消防力の強化 (2)消防通信体制の整備 また、消防本部と消防団の連携が円滑に行えるよう、一体的な通信設備の整備を進めます。	第2節 火災予防対策 1 消防力の強化 (2)消防通信体制の整備 また、消防本部と消防団の連携が円滑に行えるよう、一体的な通信設備の整備を進めるとともに、より確実な災害時通信を確立するため、その拠点となる「消防指令センター」の安定稼働が可能となるよう、浸水想定区域外への移転を進めていきます。							文言追記
52 ～ 53	第3節 土砂災害対策 2 土砂災害危険箇所	第3節 土砂災害対策 2 土砂災害危険箇所							文言修正
54	第4節 雪害対策 1 予防対策 (2) 災害を未然に防止するため、市は特に事前広報に重点を置き、今後の動向及び予想を検討しながら、積雪期を迎えた市民の心構え等について周知徹底を図ります。	第4節 雪害対策 1 予防対策 (2) 災害を未然に防止するため、市は特に事前広報に重点を置き、今後の動向及び予想を検討しながら、積雪期を迎えた市民の心構え等について周知徹底を図ります。また、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を市							防災基本計画の修正による

			民に示し、注意喚起に努めます。	
55 ～ 58	第6節 火山災害対策 1 住民等に対する周知・啓発 県、関係市町村及び関係機関と連携し、磐梯山における過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される区域を把握するとともに、火山防災マップを作成し、火山情報や避難情報（噴火警戒レベル）等の伝達経路、避難所等の避難措置について、住民等へ周知・啓発を図ります。	第6節 火山災害対策 1 住民等に対する周知・啓発 県、関係市町村と連携し、住民・登山者等への啓発方法に係る協議会等での協議を踏まえ、火山防災マップや火山防災パンフレット等の作成・配布や、協議会の構成機関との連携・協力による説明会や防災講演会などを開催し、住民・登山者等の防災意識の向上を図ります。		文言 修正
	2 火山災害対策 (1)噴火警報等の伝達 噴火警報等の種類	2 火山災害対策 (1)噴火警報等の伝達 噴火警報等の種類		
	種類 内容	種類 内容		
	火山ガス予報 居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を <u>発表する予報で、気象庁(及び仙台管区気象台)から発表されます。</u>	火山ガス予報 居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域が <u>発表されます。</u>		
	磐梯山の噴火警報等の伝達系統 (2)異常現象等の報告等 磐梯山情報連絡系統図	磐梯山の噴火警報等の伝達系統 <u>修正素案のとおり</u> (2)異常現象等の報告等 磐梯山情報連絡系統図 <u>修正素案のとおり</u>		
第2編 災害予 防計画 第5章 避難・ 誘導体 制づく り	61 ～ 63 第1節 避難場所等の指定・整備 1 避難場所と避難所 また、 <u>災害時要配慮者の一時的な生活の場としての福祉避難所</u> があります。	第1節 避難場所等の指定・整備 1 避難場所と避難所 また、 <u>避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な方々(要配慮者)の一時的な生活の場としての福祉避難所</u> があります。		文言 修正
	2 「避難場所」と「避難所」の指定 (1)指定基準 あらかじめ災害の種別ごとに避難場所、避難所を指定します。	2 「避難場所」と「避難所」の指定 (1)指定基準 あらかじめ災害の種別ごとに避難場所、避難所を指定し、 <u>名称及び所在地等を公表します。</u>		県地 域防 災計 画の 修正

	<p>3 「避難場所」・「避難所」整備の配慮事項 (4)良好な環境の整備</p> <p>市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での避難所開設・運営に備え、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布、パーティション等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとします。また、<u>新型コロナウイルスの自宅療養者等</u>が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局間の連携により、避難所の運営に必要な情報の共有を図るとともに、保健所との連携のもと、自宅療養者の意向を踏まえ、必要に応じて避難の確保に向けた情報を提供するように努めます。</p> <p>5 災害時協定による福祉避難所・二次避難所の確保</p> <p><u>指定した避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な方々（要配慮者）の避難所として、必要に応じて福祉避難所を開設するため、市の福祉施設や民間福祉施設との災害時応援協定により、福祉避難所の指定を進めます。</u></p> <p>7 避難所に避難された方々等に関する情報提供</p> <p>市は、避難所に避難された方々やそれ以外の場所に避難している被災者に関する情報の把握に努め、家族等からの安否確認に対応できる体制を構築します。</p>	<p>3 「避難場所」・「避難所」整備の配慮事項 (4)良好な環境の整備</p> <p>市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での避難所開設・運営に備え、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布、パーティション等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとします。また、<u>感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律により、自宅療養等が求められている者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局間の連携により、避難所の運営に必要な情報の共有を図るとともに、保健所との連携のもと、自宅療養者の意向を踏まえ、必要に応じて避難の確保に向けた情報を提供するように努めます。</u></p> <p>5 災害時協定による福祉避難所・二次避難所の確保</p> <p>必要に応じて福祉避難所を開設するため、市の福祉施設や民間福祉施設との災害時応援協定により、<u>福祉避難所を指定し、名称及び所在地等を公表します。</u></p> <p>7 避難所に避難された方々等に関する情報提供</p> <p>市は、避難所に避難された方々やそれ以外の場所に避難している被災者に関する情報の把握に努め、家族等からの安否確認に対応できる体制を構築します。</p> <p><u>なお、提供できる情報の範囲は次のとおりとしますが、本人が同意している場合は、必要と認める限度において提供することとします。</u></p>	<p>による</p> <p>コロナ5類移行による</p> <p>県地域防災計画の修正による</p>
--	--	---	---

		<p>また、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとします。</p> <p>(1)同居の親族・・・被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況、連絡先等</p> <p>(2)親族、職場関係者・・・負傷若しくは疾病の状況</p> <p>(3)知人等・・・保有している安否情報の有無</p>	
63	<p>第3節 観光客等帰宅困難者への対応</p> <p>2 観光客等に配慮した災害情報の提供</p> <p>(2)災害時に観光客等に公共交通機関運行情報や避難場所・避難所情報等をホームページ等を活用して周知し、避難誘導する体制づくりを進めます。</p>	<p>第3節 観光客等帰宅困難者への対応</p> <p>2 観光客等に配慮した災害情報の提供</p> <p>(2)災害時に観光客等に公共交通機関運行情報や避難場所・避難所情報等をホームページを活用して周知するとともに、スマートフォン等からの情報アクセスを整備・充実していくなど、避難誘導する体制づくりを進めます。</p>	文言修正
64	<p>第6節 避難所運営体制</p> <p>1 避難所運営マニュアルの作成</p> <p>市は、市民と協働で避難所運営する体制を構築するため、住民と協議のうえ住民向けの「避難所運営マニュアル」を作成し、各避難所の管理者に配布するとともに、地域や市民に周知します。</p> <p>2 福祉避難所運営マニュアルの作成</p> <p>福祉避難所は、避難所の一般避難スペースでの生活が困難な方が生活する場となり、中でも「介護を必要とする高齢者」や「障がい者」への支援が中心となることから考えられることから、災害時応援協定を締結した民間福祉施設と協力しながら、その運営にあたります。その際には、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を作成し、各施設と協力しながら対応します。</p>	<p>第6節 避難所運営体制</p> <p>避難所開設時は、「避難所運営マニュアル」を踏まえ、市と市民とが協働して運営します。</p> <p>福祉避難所は、避難所の一般避難スペースでの生活が困難な方が生活する場となり、中でも「介護を必要とする高齢者」や「障がい者」への支援が中心となることから考えられることから、「福祉避難所等の設置運営マニュアル」を活用し、災害時応援協定を締結した民間福祉施設と協力しながら、その運営にあたります。</p>	文言修正
65	<p>防災豆知識！（その4）：災害時どこに避難すればよいのか</p>	<p>防災豆知識！（その4）：災害時どこに避難すればよいのか</p>	

		<p>【避難場所】</p> <p>また、高齢者、障がい者などの要配慮者は、避難に助けが必要です。地域住民と協力して、助け合って避難しましょう。</p>	<p>【避難場所】</p> <p>また、高齢者、障がい者などの要配慮者は、避難に助けが必要です。<u>日ごろから、地域住民との話し合いにより、災害時には地域住民と協力して、助け合って避難しましょう。</u></p>	
第2編 災害予 防計画 第7章 備蓄・ 調達体 制の整 備	69	<p>第1節 備蓄品の確保</p> <p>2 備蓄の役割分担</p> <p>○市・・・公共性が高い分野の備蓄。施設の通信設備、電源、燃料等の環境整備、トイレや毛布、ダンボールベッド、パーティション、更衣室など個人で確保することが困難な物資や新型コロナウイルス感染症対策に必要な物資等</p> <p>3 備蓄水準</p> <p>備蓄にあたっては、性別や年齢層などの違いなどに配慮し、また、積雪寒冷期を想定した備蓄を進めます。</p>	<p>第1節 備蓄品の確保</p> <p>2 備蓄の役割分担</p> <p>○市・・・公共性が高い分野の備蓄。施設の通信設備、電源、燃料等の環境整備、トイレや毛布、ダンボールベッド、パーティション、更衣室など個人で確保することが困難な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等</p> <p>3 備蓄水準</p> <p>備蓄にあたっては、性別や年齢層などの違いなどに配慮し、また、積雪寒冷期を想定した備蓄を進めます。</p> <p><u>なお、食料備蓄については、食物アレルギーを有する者等にも配慮した食料の確保に努めるものとします。</u></p>	<p>文言 修正</p> <p>防災 基本 計画 の修 正に よる</p>
	70	<p>第4節 市民に対する備蓄の啓発</p> <p>また、ガソリンや灯油などの燃料不足や、電源不足に対応するため、燃料を満量近く給油しておくことや、乾電池やソーラー発電機等の備蓄啓発を図ります。</p>	<p>第4節 市民に対する備蓄の啓発</p> <p>また、ガソリンや灯油などの燃料不足や、電源不足に対応するため、<u>平時から燃料を満量近く給油しておくことや、乾電池等の備蓄、太陽光発電設備や蓄電池等を導入するなど、啓発を図ります。</u></p>	<p>文言 修正</p>
第2編 災害予 防計画 第8章 防災知 識の普 及計画	73	<p>第1節 防災知識の啓発</p> <p>1 市職員に対する防災教育</p> <p>(2)教育の方法</p> <p>定期的な研修会・講習会・訓練の実施</p> <p>2 住民等に対する防災教育、知識の普及</p> <p>(2)教育の機会確保</p> <p>③. 防災訓練、集会・説明会等による知識普及</p> <p><u>なお、「防災士」に講座等の講師を依頼し、連携協力を進めます。</u></p> <p>④. 福祉関係者（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）との連携による高齢</p>	<p>第1節 防災知識の啓発</p> <p>1 市職員に対する防災教育</p> <p>(2)教育の方法</p> <p><u>気象防災アドバイザー等による定期的な研修会・講習会・訓練の実施</u></p> <p>2 住民等に対する防災教育、知識の普及</p> <p>(2)教育の機会確保</p> <p>③. 防災訓練、集会・説明会等による知識普及</p> <p>④. 福祉関係者（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）との連携による高齢</p>	<p>防災 基本 計画 の修 正に よる</p>

		者・障がい者等の避難行動に対する理解の促進	者・障がい者等の避難行動に対する理解の促進 ※なお、防災士や消防団員等に講座等の講師を依頼し、連携協力を進めます。	
第2編 災害予防計画 第9章 災害時に備えた要配慮者の安全確保	77	第1節 市の全体方針 また、令和3年5月に災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るための個別避難計画の作成が自治体の努力義務と位置づけられたことから、引き続き、 <u>関係部局間の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、町内会等の避難支援に携わる関係者と協力し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めます。</u> 3 必要な支援内容 (2)災害時の避難行動支援 要配慮者のうち自力での避難行動が困難な方については、「 <u>避難行動要支援者</u> 」として名簿及び個別避難計画を作成し、災害時の支援対象とします。	第1節 市の全体方針 また、令和3年5月に災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るための個別避難計画の作成が自治体の努力義務と位置づけられたことから、引き続き、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めます。 3 必要な支援内容 (2)災害時の避難行動支援 要配慮者のうち自力での避難行動が困難な方については、 <u>事前に同意の上</u> 「 <u>避難行動要支援者</u> 」として名簿及び個別避難計画を作成し、災害時の支援対象とします。	文言 修正
	77 ～ 80	第2節 在宅の要配慮者への対応 また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者・障がい者等の <u>避難行動に対する理解の促進</u> を図るものとします。 1 要配慮者の状況把握 特に、人工透析患者等被災状況によって生命の危険がある方々については、 <u>情報登録制度を検討するなど、対象者の把握に努め、災害時に支援が必要かどうか確認できる体制を目指します。</u>	第2節 在宅の要配慮者への対応 また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者・障がい者等の <u>特性に応じた情報伝達や、避難誘導における配慮事項等について、地域への理解促進</u> を図るものとします。 1 要配慮者の状況把握 特に、人工透析患者等被災状況によって生命の危険がある方々については、対象者の把握に努め、災害時に支援が必要かどうか確認できる体制を目指します。	文言 修正

	<p>2 避難行動支援体制の整備 要配慮者の中で、自力での避難行動が困難である高齢者や障がい者等については、避難行動要支援者と位置づけ、名簿登録や個別避難計画等の作成を行います。</p> <p>4 避難行動要支援者の名簿登録及び個別避難計画の作成</p> <p>(1) 避難支援等関係者となる者 消防署、警察署、民生児童委員、社会福祉協議会、町内会、消防団、自主防災組織、<u>高齢者福祉相談員、包括支援センター</u>、避難支援者として登録する者等を「避難支援等関係者」とします。</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者及び個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲 (避難行動要支援者名簿に掲載する者) 次の①から⑦の要件に該当する者のうち、<u>居宅で生活し、かつ災害時における避難行動が困難な者</u>とします。</p> <p>①. <u>介護保険の要介護認定を受けた者</u> ②. <u>身体障害者手帳の交付を受けた者</u> ③. <u>療育手帳の交付を受けた者</u> ④. <u>精神障害者福祉手帳の交付を受けた者又は自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付を受けた者</u> ⑤. <u>難病患者</u> ⑥. <u>75歳以上の高齢者であって、一人暮らし又は高齢者のみの世帯</u> ⑦. <u>その他市長が支援の必要があると認めた者</u></p> <p>(3) 名簿作成及び個別避難計画の作成に必</p>	<p>2 避難行動支援体制の整備 要配慮者の中で、自力での避難行動が困難である高齢者や障がい者等については、<u>事前に同意の上</u>、避難行動要支援者と位置づけ、名簿登録や個別避難計画等の作成を行います。</p> <p>4 避難行動要支援者の名簿登録及び個別避難計画の作成</p> <p>(1) 避難支援等関係者となる者 消防署、警察署、民生児童委員、社会福祉協議会、町内会、消防団、自主防災組織、<u>共生福祉相談員、地域包括支援センター</u>、<u>障がい者総合相談窓口・地域障がい者相談窓口</u>、避難支援者として登録する者等を「避難支援等関係者」とします。</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者及び個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲 (避難行動要支援者名簿に掲載する者) 次の①から⑦の要件に該当する者のうち、<u>在宅で生活し、かつ災害時における避難行動が困難な者であり、避難支援等関係者への情報提供に関して同意した者</u>とします。</p> <p>①. <u>要介護度3以上の者</u> ②. <u>身体障がい者1・2級（総合等級）の第1種を所持する者</u> ③. <u>知的障がい者（療育手帳Aを所持する者）</u> ④. <u>精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者</u> ⑤. <u>75歳以上の一人暮らしの者</u> ⑥. <u>難病患者</u> ⑦. <u>その他市長が支援の必要があると認めた者</u></p> <p>(3) 名簿作成及び個別避難計画の作成に必</p>	
--	---	--	--

	<p>要な個人情報及びその入手方法</p> <p>①. 必要な個人情報</p> <p>ア. 氏名</p> <p>イ. 生年月日</p> <p>ウ. 性別</p> <p>エ. 住所又は居所</p> <p>オ. 電話番号その他の連絡先</p> <p>カ. 避難支援等を必要とする事由（障がい の区分など）</p> <p>キ. 町内会名</p> <p>ク. <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) <u>名簿作成及び個別避難計画の作成に必要な個人情報及びその入手方法</u></p> <p>(5) <u>情報漏えいの防止措置</u></p> <p><u>避難支援者への名簿及び個別避難計画情報の提供にあたっては、支援対象地域及び支援対象者に限定します。</u></p> <p><u>また、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置について、関係機関・団体と個人情報の取り扱いに関する覚書を締結するとともに、名簿の提供を受ける者から個人情報保護に関する誓約書、個人情報受領書の提出を義務付けます。</u></p> <p><u>なお、名簿の提供を受けた者がその職を退いたときは、名簿の返還を義務付けるとともに、知り得た情報の守秘義務を課します。</u></p> <p><u>また、名簿はデータの提供ではなく書面による提供とし、あわせて取り扱いマニュアルを交付するとともに、市は研修会等を開催して、個人情報漏えい防止に努めます。</u></p> <p>5 <u>避難行動要支援者の把握方法</u></p> <p><u>(略)</u></p>	<p>要な個人情報及びその入手方法</p> <p>①. 必要な個人情報</p> <p>ア. 氏名</p> <p>イ. 生年月日</p> <p>ウ. 性別</p> <p>エ. 住所又は居所</p> <p>オ. 電話番号その他の連絡先</p> <p>カ. 避難支援等を必要とする事由（障がい の区分など）</p> <p>キ. <u>避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先</u></p> <p>ク. <u>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p>ケ. <u>以上のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項</u></p> <p>(3) <u>名簿・個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法</u></p> <p>(5) <u>情報漏えいの防止措置</u></p> <p><u>①情報の庁内利用のルールをつくり、情報の漏えい等が発生しないよう必要な措置を取ります。また、情報システムから情報の漏えいが発生しないよう、通信する方法を限定し、外部から個人情報への不正なアクセスを遮断する構造とするなど、必要な対策を行います。</u></p> <p><u>②避難支援者への名簿及び個別避難計画情報の提供にあたっては、支援対象地域及び支援対象者に限定します。</u></p> <p><u>③名簿の提供を受ける者から、個人情報保護に関する誓約書、個人情報受領書の提出を義務付けます。なお、名簿の提供を受けた者がその職を退いたときは、名簿の返還を義務付けるとともに、知り得た情報の守秘義務を課します。</u></p> <p><u>④名簿の取り扱いマニュアルを交付し、市は研修会等を開催して、個人情報漏えい防止に努めます。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	
--	--	--	--

		<p>6 災害時の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の取り扱い</p> <p>(3)高齢者福祉施設や障がい者福祉施設等の福祉避難所の指定を進め、<u>要配慮者の避難生活支援を進めます。また、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めます。</u></p> <p>7 平時からの<u>要配慮者</u>への支援</p> <p>(1)平時から<u>要配慮者の支援準備が図られるよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の避難支援等関係者への提供同意について、地域や対象者に周知し、同意者の増加を図ります。また、避難支援等関係者以外の方（家族等）への情報提供についても、実施を検討します。</u></p> <p>(2)<u>要配慮者に対しては、防災訓練等により災害時支援体制の実効性を高めます。</u></p> <p>8 <u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の個人情報の取り扱い</u></p> <p>(略)</p>	<p>5 災害時の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の取り扱い</p> <p>(3)高齢者福祉施設や障がい者福祉施設等の福祉避難所の指定を進め、<u>避難行動要支援者の避難生活支援を進めます。また、福祉避難所で受け入れるべき対象者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めます。</u></p> <p>6 平時からの<u>避難行動要支援者</u>への支援</p> <p>平時から<u>避難行動要支援者の支援準備が図られるよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の避難支援等関係者への提供同意について、地域や対象者に周知し、同意者の増加を図ります。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	
	81	<p>第3節 社会福祉施設等における対策</p> <p>5 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第3節 社会福祉施設等における対策</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>業務継続計画の作成の義務</u></p> <p><u>社会福祉施設等においては、災害などにあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、業務継続計画の策定が義務付けられています。</u></p> <p>また、<u>施設管理者等は、作成した業務継続計画に基づいて避難訓練を実施する必要があります。</u></p>	文言 追記
第3編 災害応 急対策	97 ～ 100	<p>第1節 情報伝達体制</p> <p>2 ICTの有効活用</p> <p>県・近隣市町村及び防災関係機関との</p>	<p>第1節 情報伝達体制</p> <p>2 ICTの有効活用</p> <p>県・近隣市町村及び防災関係機関との</p>	文言 修正

<p>計画 第3章 情報の 収集・ 伝達</p>	<p>連絡については、県総合情報通信ネットワークシステム等を利用して行います。</p> <p>3 有線通信網等の有効活用 (2)優先電話の利用 事前にN T T東日本から優先電話の指定を受けることにより、緊急時に優先して回線がつながる緊急優先電話を活用します。</p> <p>4 通常の通信手段が途絶した場合の体制 〔関係機関災害情報連絡系統図〕</p>	<p>連絡については、県総合情報通信ネットワーク等を利用して行います。</p> <p>3 有線通信網等の有効活用 (2)優先電話の利用 事前に東日本電信電話(株)福島支店から優先電話の指定を受けることにより、緊急時に優先して回線がつながる緊急優先電話を活用します。</p> <p>4 通常の通信手段が途絶した場合の体制 〔関係機関災害情報連絡系統図〕 <u>修正素案のとおり</u></p>	
	<p>101 第2節 被害情報の収集・伝達体制 1 被害情報の収集 (新設)</p> <p>(1)関係機関の被害情報の集約 (2)市民からの被害情報の集約 (3)水害、土砂災害パトロール等からの情報収集</p>	<p>第2節 被害情報の収集・伝達体制 1 被害情報の収集 (1)要救助者の迅速な把握 <u>要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとします</u></p> <p>(2)関係機関の被害情報の集約 (3)市民からの被害情報の集約 (4)水害、土砂災害パトロール等からの情報収集</p>	<p>防災 基本 計画 の修 正に よる</p>
<p>第3編 災害応 急対策 計画 第4章 災害時 の広報</p>	<p>103 第2節 災害対策本部が行う広報及び実施手順 1 災害時広報の実施方針 (1)総合的な情報提供は、市ホームページを基本とし、また、通信連絡手段として防災メールをはじめとする携帯メールやツイッター、フェイスブック等のSNSを活用します。さらには、広報チラシ等も活用します。</p>	<p>第2節 災害対策本部が行う広報及び実施手順 1 災害時広報の実施方針 (1)総合的な情報提供は、市ホームページを基本とし、また、通信連絡手段として防災メールをはじめとする携帯メールやX (旧ツイッター)、フェイスブック等のSNSを活用します。さらには、広報チラシ等も活用します。</p>	<p>文言 修正</p>
	<p>106 防災豆知識(その6):様々な防災情報源 【あいべあ】 住民との協働でまちを元気にする地域密着型のコミュニケーションサービスです。 <u>会津若松市と大熊町が共同で構築し運営しています。</u></p>	<p>防災豆知識(その6):様々な防災情報源 【あいべあ】 住民との協働でまちを元気にする地域密着型のコミュニケーションサービスです。 <u>(削除)</u></p>	<p>文言 修正</p>

		市のホームページ上の「あいべあ」から利用できます。 【緊急速報メール（エリアメールなど）】 特別警報が発表された場合や最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、 <u>震度4以上の予想地域に一斉配信されます</u> 。	市のホームページ上の「あいべあ」から利用できます。 【緊急速報メール（エリアメールなど）】 特別警報が発表された場合や最大震度5弱以上または <u>最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、強い揺れ（震度5弱以上または長周期地震動階級3以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域に一斉に配信されます。</u>	
第3編 災害応 急対策 計画 第5章 消防・ 救急救 助活動	108	第1節 消防活動 1 消防署災害時活動の基本方針 大規模災害時消防活動の基本方針 (4)広域的な大規模災害が発生した場合は、「福島県広域消防相互応援協定」に基づき県内消防本部から、更には、「消防組織法」に基づく緊急消防援助隊の応援を受け、消防活動を行います。 ただし、不特定多数を収容する対象物等から出火した場合は、人命の救助を優先とした消防活動を行います。	第1節 消防活動 1 消防署災害時活動の基本方針 大規模災害時消防活動の基本方針 (4)広域的な大規模災害が発生した場合は、「福島県広域消防相互応援協定」に基づき県内消防本部から、更には、「消防組織法」に基づく緊急消防援助隊の応援を受け、消防活動を行います。 ただし、不特定多数を収容する対象物等から出火した場合は、人命の救助を優先とした消防活動を行います。 <u>なお、応援職員受入れに係る施設として会津若松消防署城南分署を指定し、災害対応にあたります。</u>	文言 追記
		第3編 災害応 急対策 計画 第6章 避難対 策	113 ～ 118	

		(4)避難指示等の発令基準（火山災害）及び噴火警戒レベル	修正素案のとおり (4)避難指示等の発令基準（火山災害）及び噴火警戒レベル 修正素案のとおり	
120	第2節 避難誘導 3 避難所への携行品の制限 避難所に持ち込む携行品には制限を設けることとし、家庭で備蓄している飲料水、食料、その他日常生活に必要な最小限の衣料、医薬品、貴重品、学用品等を携行するよう周知を進めます。	第2節 避難誘導 3 避難所への携行品の制限 <u>避難所の居住スペースの確保等のため</u> 、避難所に持ち込む携行品には制限を設けることとし、家庭で備蓄している飲料水、食料、その他日常生活に必要な最小限の衣料、医薬品、貴重品、学用品等を携行するよう周知を進めます。		文言 追記
122	第4節 避難所の管理運営 4 避難所運営への女性等の参画 避難所運営においては、女性も <u>責任者に加わるなど</u> 女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとし、女性や高齢者等に配慮します。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の管理運営に努めるものとしします。	第4節 避難所の管理運営 4 避難所運営への女性等の参画 避難所運営においては、女性も <u>避難所運営に加わり</u> 、女性の参画を推進するとともに、 <u>ニーズの聞き取りを行うなど</u> 、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとし、女性や高齢者等に配慮します。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の管理運営に努めるものとしします。		県地域防 災計 画の 修正 による
124	第8節 避難所以外に避難した避難者への支援 1 <u>在宅避難者等への対応</u> 市は、在宅避難者やみなし仮設住宅（※2）への入居者に対しても、災害情報や支援情報、支援物資、福祉サービス等が提供できるよう支援を行います。	第8節 避難所以外に避難した避難者への支援 1 <u>在宅被災者等及び車中生活をおくる被災者への支援</u> 市は、在宅避難者やみなし仮設住宅（※2）への入居者、 <u>親戚・知人宅にて避難生活を送る被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等</u> に対しても、 <u>避難者の情報の早期把握に努め、食料や生活必需品、情報の提供を行うほか、トイレ等の設備や福祉サービス等の利用に配慮します。</u>		県地域防 災計 画の 修正 による
125	第13節 他地域からの避難者の受け入れ 1 受け入れ対策について	第13節 他地域からの避難者の受け入れ 1 受け入れ対策について		文言 修正

		②県との連携 広域災害が災害救助法の適用となり、 <u>県の繰り替え支弁に該当する場合、避難所の設置や人的体制など、その役割分担を協議し、明確化します。</u>	②県との連携 災害が災害救助法の適用となった場合、避難所の設置や人的体制など、 <u>県と市の役割分担を協議し、明確化します。</u>	
第3編 災害応急対策計画 第10章 緊急輸送対策	139	第2節 緊急輸送路の確保 なお、 <u>陸上輸送が困難な場合は、自衛隊等にヘリコプターによる緊急輸送を要請します。</u>	第2節 緊急輸送路の確保 なお、 <u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、自衛隊等にヘリコプターによる緊急輸送を要請します。</u>	文言 修正
第3編 災害応急対策計画 第11章 廃棄物対策・防疫等活動	140	目標 ○災害時仮設トイレの確保に努めます。 ○災害に伴う感染症被害を防止するため、衛生面に十分な配慮を行います。 <u>(新設)</u>	目標 ○災害時仮設トイレの確保に努めます。 ○災害に伴う感染症被害を防止するため、衛生面に十分な配慮を行います。 <u>○トイレは、原則として男性用、女性用を区別し、女性用トイレを多く設置するとともに、建物内のトイレを優先して障がい者、高齢者、女性や子供に使用させる等の工夫に努めます。</u>	文言 追記
	146	第4節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・取扱い・埋葬計画 3 埋葬等 (2)埋葬は、次の範囲内において、できる限り棺等の現物をもって、埋葬を実施する者に支給して行います。 ①. 棺（附属品を含む） ②. 骨つぼ及び骨箱 <u>(新設)</u> (3)災害の状況に応じ、その応急措置として仮埋葬を行います。 (4)仮埋葬の場所の確保に努め、必要に応じて各墓地管理者へ依頼します。 4 安否情報の提供等 <u>災害対策本部は、親族等からの安否確</u>	第4節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・取扱い・埋葬計画 3 埋葬等 (2)埋葬等は、次の範囲内において、できる限り棺等の現物をもって、埋葬等を実施する者に支給して行います。 ①. 棺（附属品を含む） ②. 骨つぼ及び骨箱 (3)広域火葬が必要と判断される場合は、 <u>「福島県広域火葬計画」及び「福島県広域火葬事務処理要領」に基づき、対応を図ります。</u> (4)災害の状況に応じ、その応急措置として仮埋葬を行います。 (5)仮埋葬場所等の確保に努め、必要に応じて各墓地管理者へ依頼します。 <u>(削除)</u>	県広域火葬計画の策定による 本編 P62へ

		<p>認の問い合わせに対応できる体制の構築を図ります。</p> <p>なお、提供できる情報の範囲は次のとおりとしますが、本人が同意している場合は、必要と認める限度において提供することとします。</p>		移動
第3編 災害応急対策計画 第12章 生活救援対策	148	<p>第3節 応急仮設住宅等の建設</p> <p>応急仮設住宅については、被災者の状況や意向を確認し、さらには、<u>代替手段として旅館やホテル、市営住宅、民間賃貸住宅（借り上げ型仮設住宅）の提供等の代替手段も検討し、その必要性を見極め</u>たうえで建設を行います。</p>	<p>第3節 応急仮設住宅等の建設</p> <p>応急仮設住宅については、被災者の状況や意向を確認し、その必要性を見極めたうえで建設を行います。</p>	文言修正
第3編 災害応急対策計画 第14章 ライフライン施設の応急対策	155	<p>第3節 電気施設災害応急対策</p> <p>2 住民へ周知する事項（電気事故防止）</p> <p>電力設備について、次のような異常を発見した場合は、東北電力ネットワーク(株) 会津若松電力センターに<u>通報</u>します。</p>	<p>第3節 電気施設災害応急対策</p> <p>2 住民へ周知する事項（電気事故防止）</p> <p>電力設備について、次のような異常を発見した場合は、東北電力ネットワーク(株) 会津若松電力センターに<u>アプリチャット等を利用して状況写真や異常箇所の情報提供を迅速</u>に行います。</p>	文言修正
第4編 災害復旧計画 第1章 市民生活安定のための緊急措置	163	<p>第1節 市や防災関係機関の取組み</p> <p>1 市等の取組み</p> <p>また、慣れない被災生活で精神的に不安な状態にある市民に対して、生活再建のための各種支援施策をあわせて行います。</p>	<p>第1節 市や防災関係機関の取組み</p> <p>1 市等の取組み</p> <p>また、慣れない被災生活で精神的に不安な状態にある市民に対して、生活再建のための<u>相談の機会や支援制度の情報提供</u>など、きめ細かな支援を行います。</p>	県地域防災計画の修正による
第5編 地域配慮 第1章 地域防災への配慮	175 ～ 177	<p>第3節 各地域の配慮事項</p> <p>F 地域（東山地区）</p> <p>(4)防災まちづくりの考え方</p> <p>①老朽家屋の立地する市街地の安全確保</p> <p>また、狭あい道路があることから、安全な避難経路を確保を図っていきます。</p> <p>I 地域（北会津地区）</p>	<p>第3節 各地域の配慮事項</p> <p>F 地域（東山地区）</p> <p>(4)防災まちづくりの考え方</p> <p>①老朽家屋の立地する市街地の安全確保</p> <p>また、狭あい道路があることから、安全な避難経路の確保を図っていきます。</p> <p>I 地域（北会津地区）</p>	文言修正

	<p>(4)防災まちづくりの考え方</p> <p>①老朽家屋の安全確保 建物の老朽化が進んでいるため、建物の耐震性能の向上への協力を周知し、また安全な避難経路を確保を図っていきます。</p> <p>J地域（河東地区）</p> <p>(4)防災まちづくりの考え方</p> <p>①河東支所周辺市街地の安全性の向上 河東支所周辺市街地の建物の耐震性能、耐火性能の向上への協力を周知し、また安全な避難経路を確保を図っていきます。</p>	<p>(4)防災まちづくりの考え方</p> <p>①老朽家屋の安全確保 建物の老朽化が進んでいるため、建物の耐震性能の向上への協力を周知し、また安全な避難経路の確保を図っていきます。</p> <p>J地域（河東地区）</p> <p>(4)防災まちづくりの考え方</p> <p>①河東支所周辺市街地の安全性の向上 河東支所周辺市街地の建物の耐震性能、耐火性能の向上への協力を周知し、また安全な避難経路の確保を図っていきます。</p>	
--	---	---	--